

とやま女性活躍企業認定制度に係るQ&A

R7.6.10 時点

Q1. 本社が富山県外にある場合でも、認定の対象になるか。

富山県内に支店等の活動拠点を有し、事業活動を行っている事業者であれば、本社が県外にある場合でも認定の対象となります。ただし、県内事業所（複数ある場合は、とりまとめが必要）の取組み等が認定基準を満たすことが必要です。

Q2. 事業所(支店)単位でも申請は可能か。

認定については法人等を単位としておりますので、原則として、事業所（支店）単位での申請はできません。なお、Q1のように、本社が富山県外に所在し、県内事業所で申請を行いたい場合等は、県内全事業所を取りまとめのうえ、代表の1事業所が取組み状況等を確認のうえ申請ください。なお、一般事業主行動計画については、県外にある本社が策定・届出している写しをご提出ください。

Q3. 個人事業主も申請は可能か。

富山県内に事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行っている個人事業主も申請は可能です。

Q4. 常時雇用する労働者とは、どのような労働者ですか。

正社員だけでなくパート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の要件に該当する労働者です。

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

Q5. とやま女性活躍企業認定基準確認書の項目において、対象者や計算方法などの詳細な定義が知りたい。

県HPに掲載している「とやま女性活躍企業認定基準確認書」のシートに詳細な対象者等の項目説明がありますので、そちらをご確認ください。

問合せ先：ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp

Q6. 認定基準に定められている「産業ごとの平均値」とは何か。

厚生労働省雇用環境・均等局長が別に毎年公表している数値になります。

県HPのとやま活躍企業認定制度のページ若しくは厚生労働省HPの女性活躍推進法特集ページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

Q7. 認定基準において、出向者はどのように取り扱えばよいか。

原則、「管理職」の数については、「出向者」は「出向元」の労働者として取り扱い、「時間外労働等の時間数」の数については、「出向先」の労働者として取り扱うこととなります。ただし、この取り扱いが難しい場合は、ダブルカウントしないことを条件に異なる取扱いをすることができます。異なる取扱いをする場合は、富山県働き方改革・女性活躍推進課（TEL:076-444-3328）までご相談ください。

Q8. 認定基準となる管理職の数はどの時点で算出すればよいか。

原則として、とやま女性活躍企業認定基準確認書（様式第2号）に記載された「直近事業年度（X）年度」の期間内のいずれかの時点ですが、「直近事業年度（X）年度」以後の最新の数値を用いる場合、事業年度と合致していなくても、差支えありません。また、添付書類として提出する数値の算出根拠等実績が確認できる資料には、算出時点（年月日）の明記をお願いします。

なお、「直近の事業年度」とは原則として認定申請を行う前の事業年度とし、それが困難な場合は前々事業年度としても差し支えありません。

Q9. 管理職の定義は。また、兼務役員は、管理職に含めてよいか。

「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計であり、「課長級」とは、以下の①又は②のいずれかに該当する方です。

- ① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長含む）のものの長
- ② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）。

まず、①に該当するか確認の上、形式的な要件に該当しない場合②にてご判断いただくこととなります、

なお、兼務役員は「管理職」又は「役員」のいずれかより実態に近い区分に含めてください。（業務内容及び雇用保険の有無、役員報酬か給料支給か等、総合的に判断）

※「役員」とは、会社法上の役員（取締役、会計参与及び監査役）並びにその職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当する者（職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当

すると判断されれば、執行役員、理事など、呼称は問いません)。

Q10. 認定基準に定められている具体的な取組みの項目については、全ての項目において取組みを実施している必要があるか。

1つ以上の項目を実施していることが必要です。

なお、申請内容については、認定後に県 HP 等において取組み事例として掲載を予定していますので、出来る限り多くの項目についてご記入ください。

Q11. 当期純利益を証明する書類の提出は何が必要か。

「当期純利益」については、社会保険労務士等の確認者に証明できる書類を確認していただくこととし、別途証明書類の県への提出は不要です。

Q12. 公益法人や NPO 法人の場合、当期純利益は何を記載すればよいか。

公益財団法人及び公益社団法人の場合は対象外のため「－」を、一般財団法人及び一般社団法人の場合は「当期一般正味財産増減額」、NPO 法人の場合は「当期正味財産増減額」の金額をご記載ください。

Q13. 創業後 3 年を経過していない企業等は申請できないのか。

創業後 3 年未満の法人等においては、1 事業年度以上の実績があり、当期純利益が 1 事業年度以上で黒字の場合、申請が可能です。

Q14. 申請内容を確認いただく社会保険労務士等はどなたでもよいか。

県の「とやま女性活躍企業」認定制度に係る説明会に参加した社会保険労務士等の確認が必要です。確認いただける社会保険労務士等については、県 HP で一覧を掲載します。なお、確認にかかる費用が発生する場合は、申請者にご負担いただきます。

Q15. 申請確認に費用がかかるのか。

各商工会議所や商工会連合会、富山県中小企業支援センター（(公財) 富山県新世紀産業機構）等、無料で確認を受けられる機関も県 HP に一覧表にて紹介しています。

Q16. 認定後に提出が必要となる状況報告書にも社会保険労務士等の確認や実績が確認できる資料の提出が必要となるのか。

「とやま女性活躍企業」認定制度実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、認定企業は 1 年ごとに状況報告書（様式第 4 号）の提出が必要となりますが、こちらには社会保

陰労務士等の確認者による確認証明は不要です。また提出にあたり実績が確認できる資料等の添付も不要とします。

ただし、同実施要綱第7条の規定のとおり、必要に応じ、実地調査等により、取組状況の確認を行うことがございますので、算出根拠となる資料は必ず貴社において作成・保管をお願いします。